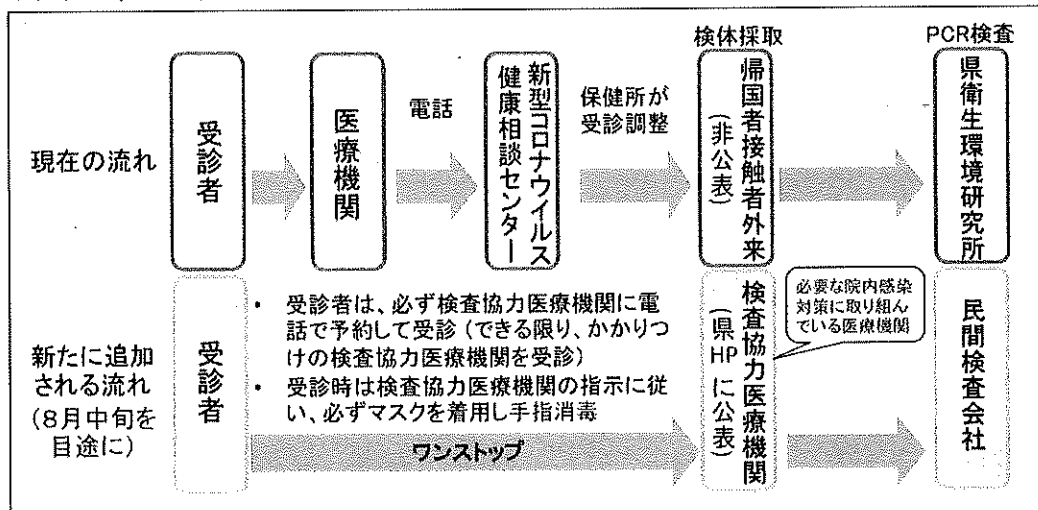


COCOAで「陽性者と接触した可能性」の通知を受けた者も行政検査の対象に

厚労省 8/21 付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて(その3)」が発出され、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の利用者のうち、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性があるとして通知を受けた者も「当該感染症の疑似症患者」又は「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」として、行政検査の対象者となることとされました。

上記の「Q&Aについて」の事務連絡は、「関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しており、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にある、特定の地域や集団、組織等」(7/15)、「感染者が多数発生している、またはクラスターが発生している地域(保健所管内)に存在する、あるいは当該地域に生活圏域がある者が勤務、入院、入所する医療施設や高齢者施設等に勤務する者、入院・入所する者」(8/18)、そして今回のCOCOAからの通知者と、検査対象者が広がってきていますが、検査までの流れとしては、「新型コロナウイルス健康相談センター」(TEL. 088-823-9300)に相談をして、「帰国者・接触者外来」を行っている医療機関を紹介してもらい、そこを受診して「検査が必要」との判断となれば検査実施という、今までの方法と変わりはありません。県が呼びかけている「検査協力医療機関」が増えて公表されれば、その医療機関を受診してそのまま検査という新たな流れが可能となります。



新型コロナウイルス感染症防止対策を強化している旨の広告ができるのは？

8月6日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症を踏まえた医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告の取扱いについて」で、医療機関の広告について注意が必要となっています。医師会の「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク事業」の認証を受けた医療機関、歯科医師会の「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施歯科医療機関みんなで安心マーク事業」の認証を受けた歯科医療機関でなければ、「新型コロナウイルス感染症防止対策を強化している」旨の広告はできないこととなっています。

この間の新聞記事より

- ・小児科受診 5月半減(8月20日付高知新聞)
- ・県内コロナで困窮者激増(8月22日付高知新聞)
- ・県内協力病院 目標届かず(8月22日付高知新聞)